

2016年6月27日
文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会WT提出資料

資料 5

柔軟な権利制限規定の 新たなステージへの突入

一般社団法人日本音楽著作権協会
常務理事 浅石道夫

一般社団法人 日本音楽著作権協会
<http://www.jasrac.or.jp>

1 柔軟な権利制限規定を検討する前提 ²

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月8日閣議決定)

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

(1) 現状と課題

「…情報の種類、利用の態様、新しい情報の創出への影響などを踏まえつつ、**イノベーション創出と知財保護のバランス**を図っていくことが必要である。」

この一文は「次世代知財システム検討委員会報告書」(平成28年4月)の「はじめに」においても登場する。

1 柔軟な権利制限規定を検討する前提 ³

- 柔軟な権利制限規定を必要とする具体的なサービスについては、いずれも事業者が収益を目的として大量の著作物を継続的に利用し、エンドユーザーに便益を与えるもので、無料のサービスもあるが有料のものもある。
- 「イノベーション創出と知財保護のバランス」を考慮すれば、事業者は権利者の著作物を無許諾かつ無償で利用することを要求する前に真摯な交渉によって利用許諾を得て対価を支払うべきである。
- 1回ごとの著作物の利用は軽微であったとしても、大量かつ継続的に利用されれば権利者の逸失利益は無視できないほど膨大なものとなる。

1 柔軟な権利制限規定を検討する前提 ⁴

- 柔軟な権利制限規定の導入の理由として、大量の著作物の中に権利者不明著作物が混在していることが挙げられるが、「イノベーション創出と知財保護のバランス」を図ることを目指すのであれば、拡大集中許諾制度の早期導入や裁定制度の簡便化・民間委託化などの方法によって解消すべきである。
- 一部の権利者不明著作物の存在を理由として権利処理が可能な大量の著作物を無許諾無償で利用することを求めるべきではない。

1 柔軟な権利制限規定を検討する前提 ⁵

- いわゆる「受け皿」規定は、既存の個別制限規定と同視しうる行為であって、既存の規定によってカバーされていない行為の「受け皿」として権利を制限するものとされている。
- しかし、「受け皿」規定によってイノベーションや新産業を創出することができるか。
- イノベーション創出は、事業者が大量の著作物を継続的に利用して収益を上げることが必要である。
- このような場面では、いずれも権利者の許諾を得て対価を支払うことがなければ「イノベーション創出と知財保護のバランス」を実現することはできない。

2 米国フェアユース訴訟の変遷 ⁶

1841年	フォーサム判決	適法引用の判断基準について4要素を判示
1976年	著作権法107条	フォーサム判決の判例法理を確認的に条文化
1984年	ソニー最高裁判決	生産的使用(二次的著作物の創出)でないタイム・シフティングにフェア・ユースの成立を認定
1994年	キャンベル最高裁判決	トランスフォーマティブ・ユースの概念を認定
2015年	グーグルブックス 控訴審判決	膨大な書籍の複製・DB化・検索サービス提供をフェア・ユースと認定

いずれも文芸、音楽など伝統的な著作物の利用を巡る事例

3 Oracle v. Google事件判決の意義

7

フェア・ユース訴訟は著作権者であり利用者である巨大な企業が当事者となって正面から争う場となる。

Oracle社

Google社

著作権侵害！
1兆円支払え！

NO!
フェア・ユース！

4 企業の二面性

8

利用者
(使う側)

権利者
(守る側)

5 Oracle v. Google事件の経緯

2010年8月	OracleがGoogleを提訴 (AndroidにおけるJava利用はOracleの特許権7件と著作権(APIのパッケージ)37件を侵害)
2012年5月	Oracle敗訴 カリフォルニア州北部地区連邦地裁は特許権侵害を認めず。 Java APIに著作物性はないとの判決
10月	Oracle控訴
2014年5月	Oracle勝訴 米連邦巡回区控訴裁判所がJava APIに著作物性を認めるとの判決 Googleのフェア・ユースの主張については地裁に差戻し
10月	Google上告受理申立
2015年6月	Google敗訴 米最高裁がGoogleの上告却下 (Java APIの著作物性は明白)
2016年5月	知財推進計画2016に「 柔軟性のある権利制限規定 について、次期通常国会への法案提出を視野に・・・必要な措置を講ずる。」と明示
5月	Google勝訴 連邦地裁の陪審員はGoogleのJava API利用をフェア・ユースと評決

※2014～16年の自民党知財戦略調査会提言に「**柔軟性のある規定**」(14・15年), 「**柔軟な権利制限規定**」(16年)と明示

6 新たなステージにおける柔軟な権利制限規定の本質¹⁰

- 柔軟な権利制限規定とは、企業が本来独占的に利用することができるプログラム等の著作権について、他の企業がイノベーション創出を理由に無許諾かつ無償で自由に利用することを認める制度である。
- 柔軟な権利制限規定の主張を認めない企業が出てくれば、日本でもOracle v. Google事件が再現されるおそれが高まる。
- Oracle v. Google事件の再現を回避するためには、企業同志がお互いの著作権を無許諾かつ無償で自由に利用し合うことを認める合意が成立している必要がある。
- プログラム等の著作権を保有する事業者やその団体ひいては産業界は、以上のような柔軟な権利制限規定の本質を十分に理解しているのか甚だ疑問である。

7 特許権も著作権も血と汗と涙の結晶

知的財産権	
血と汗と涙の結晶	
特許権	著作権
<p>1) 証拠収集手続</p> <p>「③競合他社に相手企業の技術を盗み見されてしまうおそれがある。証拠収集手続で簡単に設計図等を入手できるようにすることは、死ぬ思いで設計に勤しんできた技術者には非情な仕打ちである。設計書は技術者の血と汗と涙の結晶であることを司法関係者も理解していただきたい。」</p> <p>出典: JEITA法務・知的財産権委員会 「『知的財産推進計画2015』の策定に向けた意見」における「『知的財産紛争処理タスクフォース』についての意見」</p>	<p>「知的財産推進計画2015」第2部重要8施策「5. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備」についての意見</p> <p>「・・・著作物等の種類や利用態様をあらかじめ限定せずに、利用行為の適法性を柔軟に判断する「柔軟性のある規定」を導入することが不可欠と考える。」</p> <p>出典: JEITA法務・知的財産権委員会 「『知的財産推進計画2016』の策定に向けた意見」</p>

8 柔軟な権利制限規定に関する5つの疑問

フェア・ユース訴訟は巨大企業の「血と汗と涙の結晶」を無許諾無償で利用するための血で血を洗う熾烈な紛争

疑問その1	企業経営者は自社の存立を揺るがしかねない訴訟の原因となる柔軟な権利制限規定を本当に望んでいるか？
疑問その2	政府は国家の経済・財政に甚大な影響を与えかねない訴訟の原因となる柔軟な権利制限規定を本当に望んでいるか？
疑問その3	柔軟な権利制限規定の推進論者はOracle v. Google事件の意義、フェア・ユース訴訟を支える米国訴訟制度、柔軟な権利制限規定に内在するリスクを企業経営者に正しく説明しているか？
疑問その4	企業が著作権を有するプログラムの無許諾無償利用を認める柔軟な権利制限規定はイノベーションや新産業の創出に有効か？
疑問その5	今、必要なことは、柔軟な権利制限規定ではなく、企業経営者の柔軟な発想や柔軟な組織の構築ではないか？

御清聴ありがとうございました。

JASRAC[®]
